

**産業廃棄物収集運搬業・
特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替え・保管を含まない。)**

変更許可申請要領

令和元年 12 月

兵	庫	県
神	戸	市
姫	路	市
尼	崎	市
明	石	市
西	宮	市

※兵庫県に申請する場合は、あらかじめ受付県民局に来所日時を予約してください。

はじめに

この申請要領は、積替え保管を含まない産業廃棄物収集運搬業の変更許可で、収集・運搬する産業廃棄物の種類を追加する場合が対象です。積替え・保管を新たに行う場合は、兵庫県内の積替え・保管施設設置予定場所を管轄する政令市もしくは県民局（政令市以外の場合）にご相談ください。また、産業廃棄物収集運搬業の許可に特別管理産業廃棄物を、特別管理産業廃棄物の許可に産業廃棄物を追加することはできません。

申請に際しては、あらかじめこの要領をよく読んで申請書類の作成にあたるようにしてください。

目次

1 申請書の提出先	P2
2 申請手数料	P3
3 申請手続前の確認事項	P4
4 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会	P5
5 申請手続	P5
6 許可の期限について	P6
7 許可証の交付（兵庫県に申請した場合）	P6
変更許可申請添付書類チェック表	P7
「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項	P9
申請書記載例	P12
廃棄物の処理及び清掃に関する法律について	P31
申請書様式	P39
<様式等のダウンロードについて（兵庫県への申請の場合）>	
県ホームページの環境整備課のページ（下記アドレス）に、「申請・届出等手続案内」へのリンクをはっています。関連するページの3つ目「申請・届出等手続案内（外部サイトへリンク）」をクリックし、「兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）」（ダウンロードのページ）にアクセスしてください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kankyoseibi/index.html （環境整備課のページ）	
石綿含有産業廃棄物の取扱いについて	P60
水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて	P61

1 申請書の提出先

変更許可の申請先は、当該許可を受けた政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）もしくは県民局です。

○兵庫県

1 申請書の提出先（県民局）について

変更許可申請については、以前に許可を受けた県民局に提出してください。不明の場合は、許可番号の左から5桁目の県民局コードをご覧下さい。

（例：02802012345の場合、西播磨県民局に提出する。）

受付 県民局（住所・電話番号）	コード (許可番号5桁目)
阪神北県民局 環境課 TEL(0797)83-3101 〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	1又は3
東播磨県民局 環境課 TEL(079)421-1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	4
北播磨県民局 環境課 TEL(0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	5
西播磨県民局 環境課 TEL(0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	2又は6
但馬県民局 環境課 TEL(0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町7-11	7
丹波県民局 環境課 TEL(0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	8
淡路県民局 環境課 TEL(0799)22-3541 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	9

○神戸市

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5（三宮プラザEAST2階）

神戸市環境局 事業系廃棄物対策部

TEL (078)595-6191

○姫路市

〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地（東館3階）

姫路市環境局美化部 産業廃棄物対策課

TEL (079)221-2405

○尼崎市

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1（中館9階）

尼崎市経済環境局環境部 産業廃棄物対策担当

TEL (06)6489-6310

○明石市

〒674-0053 明石市大久保町松陰1131 明石クリーンセンター管理棟2階

明石市市民生活局環境室産業廃棄物対策課

TEL (078)918-5784

○西宮市

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8（環境事業部2階）

西宮市環境局環境総括室 産業廃棄物対策課

TEL (0798)35-0185

2 申請手数料(令和元年 12 月現在)

業の区分	手数料
産業廃棄物収集運搬業	71,000 円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	72,000 円

<手数料納入方法>

○兵庫県

あらかじめ必要な金額の兵庫県収入証紙を収入証紙売りさばき所で購入して、申請書類に貼付してください。

※ 県民局の申請窓口では証紙を販売していません。証紙については以下のページをご覧ください。

http://web.pref.hyogo.jp/tb01/tb01_000000001.html (兵庫県ホームページ「収入証紙」)

○神戸市

神戸市収入証紙を神戸市内の収入証紙売りさばき所で購入してください。

※収入証紙売りさばき所については以下のページをご覧ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a56269/business/todokede/kaikeshitsu/index_syoushi.html
(神戸市ホームページ「収入証紙」)

○姫路市、尼崎市

証紙による納入は行っておりません。次のとおり納付願います。

【午後3時まで】申請時にお渡しする納付書により

姫路市：三井住友銀行姫路市役所出張所（姫路市役所本館1階）

尼崎市：三井住友銀行尼崎市役所出張所（尼崎市役所北館1階）

で納付してください。

【午後3時以降】申請時に受付窓口で現金納付してください。

○明石市

窓口で申請書類のチェックを受けた後に、納付書をお渡ししますので、指定の金融機関で納付し、領収書を持参して下さい。（明石市では証紙による納入、現金による納入は行っておりません。）

○西宮市

申請時に納付書をお渡ししますので、指定の金融機関で納付し、領収書を持参してください。（西宮市では証紙による納入、現金による納入は行っておりません。）

※注意

行政書士法により、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て、官公署に提出する書類を業務として作成することはできません。（他の法律で特別の定めがある場合等は除きます。）

3 申請手続前の確認事項

申請しようとする人は、はじめに次の事項を確認してください。

□ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有している（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を受講し、修了している。※講習会については、次ページをご覧ください）。

□ 新たに取扱う予定の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）について、適正な運搬ができる運搬車又は運搬船、運搬容器等を有している。

※ がれき類等は、土砂等積載禁止車両で運搬することはできません（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）。

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」又は「廃棄物処理法」という。）を熟知している。

□ 新たに取扱う予定の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）について十分な知識を持っている。

□ 廃棄物処理法に定める「欠格事項」（法第14条第5項第2号）に該当していない。

※ 申請者（法人及び個人）、役員、株主、政令使用人、法定代理人等の全てについて確認してください。該当する者がいる場合、当該申請は不許可になるとともに、許可は取消になりますのでご注意ください。

＜欠格事項の具体例＞

① 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

④ 廃棄物処理法、浄化槽法、その他環境保全法令若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害、傷害助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任）若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

⑤ 法第7条の4第1項（第4号の場合を除く。）若しくは第2項、第14条の3の2第1項（第4号の場合を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取消され、その取消しの日から5年を経過しない者

⑥ 廃棄物処理法又は浄化槽法に基づく許可取消の聴聞通知があった日から、その处分を決定するまでの間に廃止届出書を提出し、5年を経過しないもの

⑦ 廃棄物処理業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）

⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

4 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会

申請に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を受講し、修了する必要があります。申請には、修了証の写しの添付が必要です。業の種類に応じた講習を受講してください（処分課程の修了証では申請できません。）。許可講習会の修了証の有効期間は、更新講習会修了証も含め、修了証の発行日から5年間です。

講習会の種類 申請の種類	新規講習会		更新講習会
	産業廃棄物 収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物 収集・運搬課程	産業廃棄物又は 特別管理産業廃棄物 収集・運搬課程
産業廃棄物 変更許可申請	○	○※	○
特別管理産業廃棄物 変更許可申請	×	○	○

※ 特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規）講習会の修了証は、産業廃棄物収集運搬業許可申請にも使えます。

講習会の申込みや日程・受講料等については、

(一社) 兵庫県産業資源循環協会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通2-4-14 日栄ビル3階

TEL (078) 381-7464

<http://www.hyogo-sanpai.or.jp/>

にお問い合わせください。

なお、講習会の申込みは、各都道府県の産業資源循環協会等で取り扱っています。兵庫県以外の会場で受講し修了しても修了証は有効です。

5 申請手続

(1) この申請要領、記入例を参考に申請書類を作成する

- 7ページ～8ページのチェック表を確認し、必要書類をそろえる。
- 申請書及び必要書類（様式の定められたもの）にボールペン等で記入する（「消せるボールペン」、鉛筆は不可）。書類は片面印刷にしてください。
- 申請書類を一式セットし、正本とする。公的書類は3ヶ月以内に発行された原本を添付する。

※ 書類は、7ページ～8ページのチェック表の順にA4判のファイルに綴じてください。ファイルの表紙・背表紙には28ページの図を参考に、別紙11をコピーして、切り取り、名称（氏名）を記入してファイルに貼り付けてください。

- 再度チェック表に従って必要書類等を確認した後、副本用として1部コピーする。
- 変更届の届出事項にあたる場合は、届出書を作成する。（詳しくは変更届出要領をご覧ください。）

兵庫県に申請する場合は、あらかじめ受付県民局に電話し、来所日時を予約する。

(2) **申請書類のチェックを受付窓口で受ける**

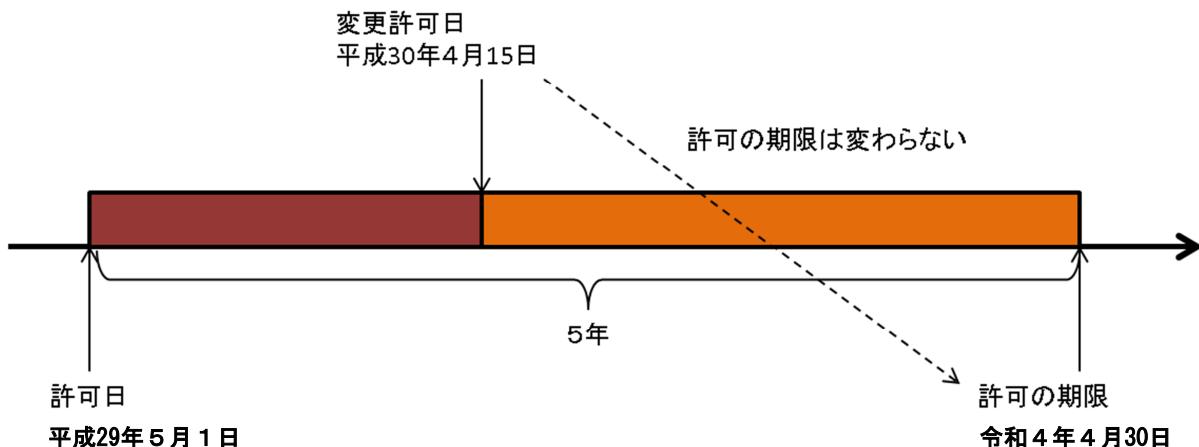
- ① 添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。
(不備が多い場合は、申請書類を返却する場合があります。)
- ② 申請手数料を貼付若しくは納入した後、申請書を提出する。

※ **なお、郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接各窓口へご持参ください。**

6 許可の期限について

許可の有効期間は、新規及び更新許可の日から5年（優良認定の場合は7年）です。期間の途中に変更許可をしても許可の期限は変わりません。

変更許可時の許可期限(例)



7 許可証の交付(兵庫県に申請した場合)

許可証の交付は窓口での交付が原則です。郵送での交付を希望する場合は、許可証(A4サイズ)が入る返信用封筒等を申請時に提出するか、県民局に送付してください。送料は申請者の負担です。簡易書留、レターパックプラス等、配達・受取りの記録が残る方法で返送できるよう用意をお願いします（レターパックライトは不可。簡易書留の場合の送料は、許可証及び指令書のみの場合460円です。）。

変更許可申請添付書類チェック表

チェック	申 請 書 類	留 意 事 項	記載例	法 人	個 人
<input type="checkbox"/>	委任状 (A4判)	行政書士等に委任する場合	—	△	△
<input type="checkbox"/>	許可申請書 (様式10号・16号)	第1面～3面までの一式	P14-16	○	○
—	(様式第6号の2)		—	○	○
<input type="checkbox"/>	(第1面)	特別管理産業廃棄物の場合は、分析表、発生フロー等を添付	P18-19	○	○
	(第2面) 事業計画の概要	運搬容器に変更が生じる場合	P20	△	△
<input type="checkbox"/>	(第4面)		P21	○	○
<input type="checkbox"/>	(第5面)		P22	○	○
<input type="checkbox"/>	(第7面) 運搬容器の写真	運搬容器に変更が生じる場合	P23	△	△
<input type="checkbox"/>	(第8面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		P24 -25	○	○
<input type="checkbox"/>	(第9面) 資産に関する調書 (個人用)		P26	—	○
<input type="checkbox"/>	(第10面) 誓約書		P27	○	○
<input type="checkbox"/>	事業者・政令使用人・役員等名簿 (別紙5)	<u>住民票記載のとおりに記入</u>	P28	○	○
<input type="checkbox"/>	株主又は出資者名簿 (別紙6)	<u>住民票記載のとおりに記入</u> (法人が株主となっている場合は登記事項証明書のとおりに記入)	P29	○	—
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の写し		—	○	—
<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	—	○	—
<input type="checkbox"/>	住民票 (<u>本籍記載のもの</u> (外国人にあっては国籍・地域記載のもの) で、 <u>マイナンバーが記載されていないもの</u>) ☆注1	発行日から3ヶ月以内のもの <u>事業者・政令使用人・役員等名簿、株主又は出資者名簿に記載した者全員</u>	—	○	○
<input type="checkbox"/>	登記されていないことの証明書 (後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) ☆注1☆注4	発行日から3ヶ月以内のもの <u>事業者・政令使用人・役員等名簿、株主又は出資者名簿に記載した者全員</u>	—	○	○
<input type="checkbox"/>	(法人が5%以上の株主・出資者の場合) 法人の登記事項証明書☆注1	発行日から3ヶ月以内のもの	—	△	—
<input type="checkbox"/>	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類☆注2	講習会 (収集運搬課程) 修了証の写し	—	○	○
<input type="checkbox"/>	事業場の代表者である旨の申立書 (別紙7)	該当する場合のみ	P30	△	△
<input type="checkbox"/>	貸借対照表	直近3年分 ☆注3	—	○	—
<input type="checkbox"/>	損益計算書	直近3年分 ☆注3	—	○	—
<input type="checkbox"/>	株主資本等変動計算書	直近3年分 ☆注3	—	○	—
<input type="checkbox"/>	個別注記表	直近3年分 ☆注3	—	○	—

チェック	申 請 書 類	留 意 事 項	記載例	法 人	個 人
<input type="checkbox"/>	法人税納税証明書「その 1 納税額等証明用」	直近3年分で、発行日から3ヶ月以内のもの <u>税務署が発行する納付すべき額及び納付済額を証する書類。</u>	—	○	—
<input type="checkbox"/>	申告所得税納税証明書（その 1）	直前3年分で、発行日から3ヶ月以内のもの。 <u>税務署が発行する納税証明書</u> <u>※所得証明ではありません</u>	—	—	○
<input type="checkbox"/>	同時申請（届出）に関する申立書（別紙 8）	複数申請・届出を同時にを行う場合	—	△	△
<input type="checkbox"/>	県内政令市で受けている産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	兵庫県に申請する場合	—	△	△
<input type="checkbox"/>	P C B 廃棄物の申請には、追加の添付書類があります。詳細は「P C B 廃棄物収集運搬申請要領」をご覧ください。			△	△
<input type="checkbox"/>	石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物について、57~58 ページをご確認ください。		○	○	
<input type="checkbox"/>	許可証の原本	新許可証交付時に返却 (新許可証は旧許可証と交換で交付します。)			

※公的書類は全て3ヶ月以内に発行された原本をご用意ください。

※申請にあたっては、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが必要です。そのため、追加書類を求める場合があります。

△印の書類は、該当がある場合に添付してください。

☆注は下の注釈を参照願います。

＜同時申請による書類の省略＞

同じ行政内において複数の許可を同時に申請する場合、同時申請に関する申立書(別紙 8)の一覧にある添付書類については、同申立書により省略することができます。

なお、兵庫県に(特別管理)産業廃棄物処分業と(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の申請を同時にすることは、処分業の申請書に原本を添付し、収集運搬業の申請書に別紙 8 を添付してください。

＜先行許可制度について＞

兵庫県では、先行許可制度を採用していませんので、添付書類の省略はできません。

＜必ずお読みください＞

☆注 1) 申請者（法人の場合：法人、役員、政令使用人、5 %以上の株主）が欠格事由に該当した場合は、不許可処分、許可の取消処分となるので注意してください。

☆注 2) **技術的能力を有すべき者**

法人の場合は、役員または政令使用人

個人の場合は、申請者本人または政令使用人

※政令使用人

申請者の使用人で、

①本店又は支店の代表者

②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者

本籍記載の住民票の提出及び登記されていないことの証明書、事業者・政令使用人・役員等名簿（別紙 5）への記入も必要です。

☆注 3) 財務諸表については、有価証券報告書の提出でも可能です。

☆注 4) 精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも代用可能です。

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

(出典：法務省ホームページ ※詳細は法務省HP又は添付チラシをご覧ください)

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○ 窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、収入印紙（注1）（1通⇒300円）を貼付。

⇒ 申請書と下記2(4)の「添付書類」を直接窓口に提出

* 東京法務局民事行政部後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っています。（支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。）（注2）

○ 郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、収入印紙（注1）（1通⇒300円）を貼付。

⇒ 申請書に下記2(4)の「添付書類」と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注3）

* なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

2 申請書の記入上の注意事項

(1) 「請求される方」欄

必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

代理人が請求する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

(2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

(3) 「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

ただし、送付先は請求された方の勤務先または居所に限ります。

(4) 「添付書類」欄（いずれの場合も請求される方の本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。）

○ 証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類（注4）

○ 証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

① 証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

② 本人確認書類（配偶者または四親等内の親族の確認書類）（注4）

○ 代理人が請求する場合

① 本人確認書類（代理人の確認書類）（注4）

② 証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③ 本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

④ 代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

※ 戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください（郵送請求の場合の本人確認書類を除く。）。

なお、戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

(5) 「証明事項」欄

証明事項のチェックは、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、《宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業》については、

「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

(6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。

収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。

注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。

注4 窓口請求の場合は、請求される方（親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等、住所、氏名及び生年月日が分かる書類）を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

(出典: 法務省ホームページ ※詳細は法務省HP又は添付チラシをご覧ください)

記載例

「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02

請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。
なお、代理の方が請求する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

東京

法務局

平成26年9月1日申請

記載例(イ) 本人から委任された代理人が申請する場合

請求される方 (請求権者)	住 所	東京都千代田区九段南1丁目1番15号		収入印紙を貼るところ
	(フリガナ)	コウケン ジロウ		
	氏 名	後見 次郎	連絡先(電話番号) (印)	
証明を受ける方との関係		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()		
代理人 (上記の方から 頼まれた方)	住 所	東京都台東区台東1丁目26番2号		
	(フリガナ)	トウキ ヨウコ		
氏 名	登記 葉子	連絡先(電話番号) (印)		
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住 所			
	宛 先	※返信用封筒にも同一事項を必ず記入		
添付書類 下記 ^注 参照	<input checked="" type="checkbox"/> 委任状(代理人が請求するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を請求する時に社員等から代表への委任状も必要)			
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面(本人の配偶者・四親等内の親族が請求するときに必要)			
<input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面(法人が代理人として請求するときに必要)				
※戸籍謄抄本、法人の代表者の資格を証する書面は、発行から3か月以内のもの				
証明事項 (いずれかの□に チェックしてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方) (医師、歯科医師、薬剤師、宅建、産廃、貸金、風俗、古物、警備、建設業など)			
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) (たばこ販売業、税理士、任意後見監督人の選任の申立 ^(注) など)			
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) (後見・保佐・補助開始の審判の申立など)			
	<input type="checkbox"/> その他()			
	(注)任意後見監督人の選任の申立の際、登記事項証明書のほかに本証明書も必要な場合があります。			
請求通数	1	※請求通数は右詰めで記入してください。	証明を受ける方の 氏名のフリガナ	コウケン ジロウ

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入して

詳しく述べ
ご確認ください
証明事項について
提出先へ

①氏 名	後見 次郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 西暦	年 月 日
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	4 0 1 1
③住 所	都道府県名	市区町村名
	東京都	千代田区
	丁目 大字 地番	
	九段南1丁目1番15号	
④本 籍	都道府県名	市区町村名
	東京都	千代田区
□ 国籍	丁目 大字 地番(外国人は国籍を記入)	
	九段南1丁目1番地	

住民票上の
住所を記入

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍(外国人の場合は④に記入し、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

⑤請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類は必ず提示または添付してください(裏面注4参照)。

- 記入方法: 1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、「ヤマダタロウ」を左詰め(氏名の間1字空き)でカタカナで記入してください。
 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。
 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に記入「1410」年「11」月「11」日と右詰めで記入。
 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が 記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日	交付	年 月 日	口 封筒

○本申請書は拡大縮小せずに使用してください。

本人確認書類	
□請求権者	□代理人
□運転免許證	
□健康保険証	
□バスカード	
□()	
□封筒	

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項
(出典: 法務省ホームページ ※詳細は法務省HP又は添付チラシをご覧ください)

記載例(イ)の委任状見本

委 任 状

(代理人)

住 所 東京都台東区台東1丁目26番2号

氏 名 登 記 葉 子

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任する。

1 登記されていないことの証明書 1 通の申請及び受領に関する一切の権限

平成 26 年 8 月 31 日

(委任者)

住 所 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

氏 名 後 見 次 郎

○印

申請書記載例

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和元年 12月 20日

兵庫県知事様

- 申請先の行政機関の長(○×知事、△△市長)を記入してください。

- 申請する年月日を記入してください。

- 法人の場合は、本店の所在地・名称等を記入してください。
- 個人の場合は、住所・氏名・屋号（許可証に記載が必要な場合）を記入してください。

申請者 〒650-0000

住所 兵庫県神戸市△△区〇〇通1-2

フリガナ XXXX

氏名 口口運輸(株)

- 郵便番号、フリガナも記入してください。

XXXX XXXX

代表取締役 口口 ○○

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 000-000-0000

(FAX) 000-000-XXXX

産業廃棄物収集運搬業

の事業

産業廃棄物処分業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成30年4月30日 第02801012345号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業 積替え・保管を含まない。 <ul style="list-style-type: none"> ●現在取得済の許可の種類及び品目を記載してください。
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 廃酸、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。） 水銀使用製品産業廃棄物を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ●石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。（別途、申出書(P17)の提出も可）
変更の内容	金属くずを新たに追加する。水銀使用製品産業廃棄物を含む。
変更理由	取扱品目を追加し、事業拡大をするため。 <ul style="list-style-type: none"> ●新たに追加申請する事項（この場合は許可品目の追加）を書いてください。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> ●変更がある場合は、変更届出をしてください。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	該当しない。
※事務処理欄	●この欄は記入しないでください。

(日本工業規格 A列4番)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
別紙5のとおり			

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
別紙5のとおり			

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

(役員(法定代理人が法人である場合))

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
別紙5のとおり			

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
別紙5のとおり			

(第3面)

発行済株式総数の 100 の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本住	籍所
		別紙5のとおり	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
 - 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

水銀産業廃棄物の処理に係る申出書

兵庫県知事様

令和元年 12月 20日

住 所 兵庫県神戸市△△区○○通1-2

氏 名 □□運輸(株) 代表取締役 兵庫一郎

産業廃棄物収集運搬業において、「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」(以下「水銀産業廃棄物」という。)を

{ 取り扱いません。
取り扱います。(詳細について以下に記載してください)

取り扱う水銀産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物

水銀含有ばいじん等

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃酸	廃アルカリ	鉛さい	ばいじん
取扱う産業廃棄物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●産業廃棄物の場合

●この記入例は兵庫県への申請の場合の例です。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

変更の内容

事業の概要

- 新たに追加する産業廃棄物について記載してください。

現在の許可に加えて、新たに以下の産業廃棄物を収集運搬する。

- ・〇〇製作所(株)から出る汚泥を収集し、(株)〇△環境中間処理場及び最終処分場に運搬する。
- ・(株)××土木から排出されるがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）を××建設(株)中間処理場に運搬する。
- ・□□鉄工(株)から出る鉱さいを(株)〇□開発処理施設に運搬する。
- ・**水銀使用製品産業廃棄物は取り扱わない。**

- 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いの有無を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名 称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥（水銀含有ばい じん等を除く。）	○t/月	泥状	〇〇製作所(株) 兵庫県姫路市	なし	(株)〇△環境 兵庫県三木市
2	鉱さい（水銀含有ば いじん等を除く。）	○t/月	粉状	□□鉄工(株) 兵庫県神戸市	なし	(株)〇□開発 兵庫県たつの市
3	がれき類（石綿含 有産業廃棄物を含 む。）	○t/月	固形	(株)××土木 京都府京都市	なし	××建設(株) 兵庫県丹波市
4						
5						
6	<ul style="list-style-type: none"> ●「廃プラスチック類」「がれき類」「ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず」の3品目については、「石綿含有産業廃棄物」 の取り扱いの有無（「石綿含有産業廃棄物を含む。」又は「石綿含 有産業廃棄物を除く。」）を記載してください。 					
7						
8	<ul style="list-style-type: none"> ●「燃え殻」「鉱さい」「ばいじん」「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」 の6品目については、「水銀含有ばいじん等」の取り扱いの有無 （「水銀含有ばいじん等を含む。」又は「水銀含有ばいじん等を除 く。」）を記載してください。 					
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

●特別管理産業廃棄物の場合

(第1面)

●この記入例は兵庫県への申請の場合の例です。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更の内容)

●新たに追加する特別管理産業廃棄物について記載してください。

現在の許可に加えて、新たに以下の特別管理産業廃棄物を収集運搬する。

① 事業の概要

- ・(株)〇〇化学から出る汚泥を収集し、(株)□□クリーン中間処理施設に運搬する。
- ・〇〇大学から排出される廃水銀等を(株)〇〇興産積替え保管施設に運搬する。

② 特別管理産業廃棄物の具体的な性状

- ・汚泥：めっき処理の最終工程からの廃水処理汚泥。シアンを含む。
- ・廃水銀等：大学研究室から排出される金属水銀。

●特別管理産業廃棄物の具体的な性状について記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	〇t/月	泥状	(株)〇〇化学 兵庫県たつの市	なし	(株)□□クリーン 兵庫県神戸市
2	廃水銀等	〇kg/月	液状	〇〇大学 兵庫県神戸市	なし	(株)〇〇興産 兵庫県尼崎市
3						
4	●特別管理産業廃棄物については、分析表、成分表、廃棄物の発生フロー等を添付し、特別管理産業廃棄物に該当することを明らかにしてください。					
5						
6	●第1面について、事業計画が正しく記載されているか、よく確認してください。 <input type="checkbox"/> 申請する自治体を間違えていませんか。(予定排出事業場又は予定運搬先の少なくとも一方は兵庫県内である必要があります。) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の区別はできていますか。産業廃棄物の申請に特別管理産業廃棄物を、特別管理産業廃棄物の申請に産業廃棄物を記載していませんか。 <input type="checkbox"/> 業種限定のある産業廃棄物については、産業廃棄物に該当する業種ですか。 <input type="checkbox"/> 記載漏れや、不明瞭な記述はありませんか。					
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

●変更許可申請に伴い、運搬容器に
変更が生じる場合は添付してく
ださい。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5		※運搬車両を変更する場合は、産業廃棄物処理業変更届を 提出する必要があります。			
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
ドラム缶	廃油	○m ³			
				<p>●飛散、流出を防止するため運搬容器を使用するときは、それら容器について記載し、様式第6号の2第7面の写真も添付してください。</p>	

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① ダンプ

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

② キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

③ タンク車

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）

●第1面に記載した新たに追加する（特別管理）産業廃棄物について、対応させて記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

変更なし

(3) 休業日

変更なし

従業員数の内訳

令和元年 12月 20日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用者	相談役、顧問等の役員	申請者の登記外の役員	事務員	●申請する年月日を記入してください。			
					運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。
- ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないように運搬する。外、「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル」を遵守する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないように運搬する。外、「水銀廃棄物ガイドライン」を遵守する。
- ・水銀含有ばいじん等は必要に応じて蓋付の容器に入れて運搬する。外、「水銀廃棄物ガイドライン」を遵守する。
- ・液状の廃棄物はドラム缶に入れて運搬する。

●第1面に記載した新たに追加する(特別管理)産業廃棄物について記載してください。

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃油
●第2面の記載と対応させてください。			
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 令和元年 12月 20日			

運搬容器等の名称		用途	
●第2面の記載と対応させてください。			
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
●特別管理産業廃棄物にかかる容器（感染性等）には、それとわかる表示、取扱 注意事項の表示をしたものにしてください。			
撮影 年 月 日			

●容器等が3個以上の場合には、この用紙を必要枚数複数して使用してください。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

●内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更してください。

●変更に関して、新たに事業開始に要する資金を必要としない場合の記入例

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内訳	金額(千円)
事業の開始に要する 資金の総額	〇〇県において、平成〇年〇月〇日から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、 〔昭和〇年〇月〇日から建設業（兵庫県知事第〇〇〇〇号）の許可を受け、〕 現在業を営んでおり、既存の設備・施設を使用するため、新たな資金を要しません。
調達方法	
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

●この用紙は、申請者が個人の場合のみに必要です。

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

令和元年 12月 20日現在

●申請する年月日を記入してください。

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	預 金		3,000
有価証券	株 式	1,000 株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110 m ²	20,000
建 物	自 宅	1 棟	12,000
備 品			
車両	ダンプ	1 台	3,000
その他			
資 产 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀 行		19,000
短期借入金	銀 行		500
未 払 金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

●申請年月日を記入してください。

●申請先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

令和元年 12 月 20 日

兵 庫 県 知 事 様

●押印してください（法人は代表者印）。

申請者
住所 東京都千代田区〇〇1丁目△△番地

氏名 ○○環境株式会社
代表取締役 兵 庫 太 郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

●申請者について、以下により記入してください。

- ・法人：本社の所在地、商号、代表者の職及び氏名
- ・個人：現住所、屋号（該当する場合）、氏名

※申請者（法人及び個人）、役員、株主、政令使用人、法定代理人等が廃棄物処理法に定める「欠格事項」（法第14条第5項第2号イからヘ）に該当する者がいる場合、当該申請は不許可に、従前の許可は取消しとなりますのでご注意ください。

「欠格事項の具体例」については、p 4 参照

事業者、政令使用人、役員等名簿

●氏名、本籍、現住所等は住民票記載のとおり記入してください。

●記載例：個人で申請する場合

役職名等 生年月日	(フリガナ) 氏 名	本籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は記載不要)	
		現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
事業者 19XX年○月○日	(〇〇 〇〇) 〇〇 〇〇 (ヒヨコ シロ) 兵庫 太郎	本籍	
		現住所	兵庫県南あわじ市〇×町△番地
政令使用人 (○×部長) 昭和△年△月△日	(ニシミヤ イチロー) 西宮 一郎	本籍	兵庫県西宮市〇×町△番地
		現住所	兵庫県西宮市〇×町△番地

●記載例：法人が申請する場合

役職名等 生年月日	(フリガナ) 氏 名	本籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は記載不要)	
		現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
代表取締役 昭和○年○月○日	(ニシミヤ ハナコ) 西宮 花子	本籍	大阪市〇×区〇×町〇番地
		現住所	兵庫県西宮市〇×町〇番地
取締役 大正△年△月△日	(ヒメイ 伊吹) 姫路 一郎	本籍	東京都〇×区〇×町〇番地
		現住所	兵庫県姫路市〇×町〇番地
監査役 平成○年○月○日	(アマガツキ ジロ) 尼崎 二郎	本籍	兵庫県尼崎市〇△町〇番地
		現住所	兵庫県尼崎市〇△町〇番地
政令使用人 (営業部長) 19XX年○月○日	(〇〇 〇〇) 〇〇 〇〇 (アシタカ ゴウ) 明石 五郎	本籍	
		現住所	兵庫県明石市〇×町△番地

※ 上記の者が麻薬の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第127号)第14条

●外国人の場合

- ①生年月日は西暦表示
- ②「本名とフリガナ」、「通称名とフリガナ」を両方記載

記載例

0000 0000
〇〇 〇〇 (本名)
0000 0000
〇〇 〇〇 (通称名)

●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。

●法人の場合のみ

株主又は出資者名簿

株 主： 株式会社の株主で、発行済株式総数の 100 分の 5 以上 の株式を有するもの
 出資者： 株式会社以外の法人で、出資金総額の 100 分の 5 以上 の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数 1,000 株			出資金総額 _____ 円	
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額 総額に対する割合	本籍 (※住民票のとおり記載、法人及び外国人は不要) 現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
(ヒヨウ タクウ) 兵庫 太郎	昭和〇年 〇月〇日	600 株・円 60%	本籍 兵庫県三木市〇×町〇丁目×番地	現住所 兵庫県芦屋市△〇町〇番地
(コウジ ヒロシ) 神戸 二郎	大正△年 △月△日	100 株・円 10%	本籍 神戸市中央区〇×通△丁目〇番地	現住所 神戸市中央区〇×通△丁目〇番地
(〇〇 〇〇) 〇〇 〇〇 (アガサキ ハナコ) 尼崎 花子	19XX 年 △月△日	100 株・円 10%	本籍 _____	現住所 兵庫県尼崎市〇×町〇番地
(ヒメドリ)	平成〇年 〇月〇日	100 株・円 10%	本籍 _____	現住所 兵庫県姫路市〇×町〇番地
(ニシノミヤコグロウ) (株)西宮興業	昭和△年 〇月〇日	50 株・円 5%	本籍 _____	現住所 兵庫県西宮市〇×町〇番地
株・円			本籍	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。
●外国人の場合 ①生年月日は西暦表示 ②「本名とフリガナ」、「通称名とフリガナ」を両方記載			本籍	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。
記載例 0000 0000 〇〇 〇〇 (本名) 0000 0000 〇〇 〇〇 (通称名)			本籍	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。
		株・円	本籍	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。
		%	現住所	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。
		株・円	本籍	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。
		%	現住所	●本籍と同じでも現住所欄は「同上」と記入せず、住民票記載のとおり記入してください。

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号の規定に該当する場合は、許可されない場合があります。

●該当する場合のみ

事業場の代表者である旨の申立書

令和元年 12月 20日

兵 庫 県 知 事 様

●申請先の行政機関の長（○×知事、△△市長）を記入してください。

(申請者)

●申請する年月日を記入してください。

住 所 兵庫県姫路市△△町□□番地

株式会社△△運輸

氏 名 代表取締役 尼崎 花代

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

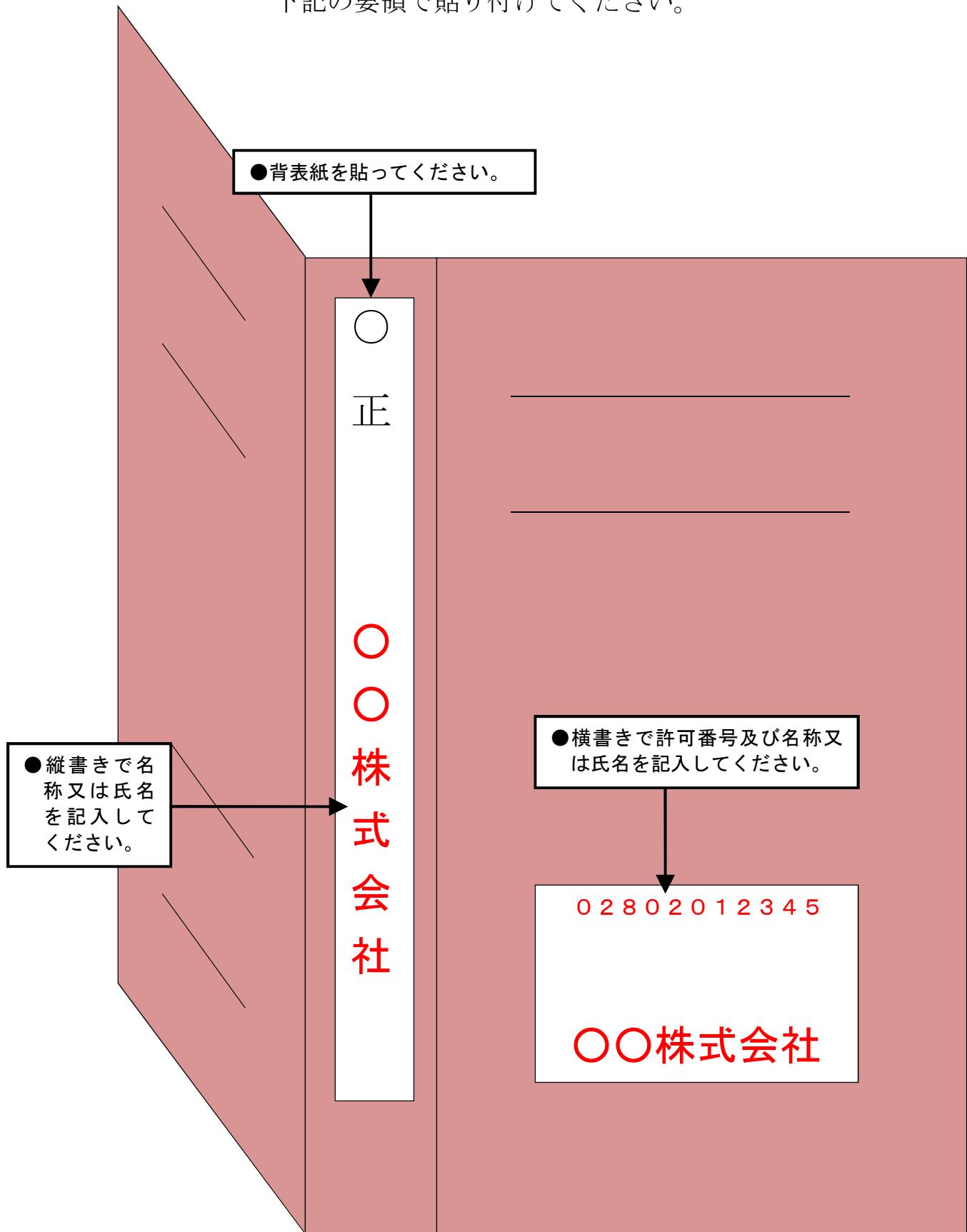
記

1	<p>職 名 ○○支店長</p> <hr/> <p>氏 名 神 戸 太 郎</p>	<p>●事業場の代表者としてここに記載された人は、別紙5へ記載し、住民票等も提出してください。</p>
2	<p>事業場の代表者である理由</p> <p>当社が行う産業廃棄物処理業務の契約権限を上記の者に委任しているため</p> <p>●この申立書は、法施行令第6条の10に掲げる使用人を置く場合にのみ提出してください。 ※ 政令で定める使用人 申請者の使用人で、 ①本店又は支店の代表者 ②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者</p>	

ファイル見出しの使用方法について

別紙 11 の見出しを切り取り A4 紙ファイルに

下記の要領で貼り付けてください。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

I 法の目的

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の排出を抑制し、適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことが必要であり、このために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）が定められています。

II 廃棄物とは

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できなくなった為に不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その①物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断します。

① 物の性状

- ・利用用途に要求される品質を満足しているか
- ・飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれがないか

② 排出の状況

- ・排出が需給に沿った計画的なものか
- ・排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされているか

③ 通常の取扱い形態

- ・製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められない

④ 取引価値の有無

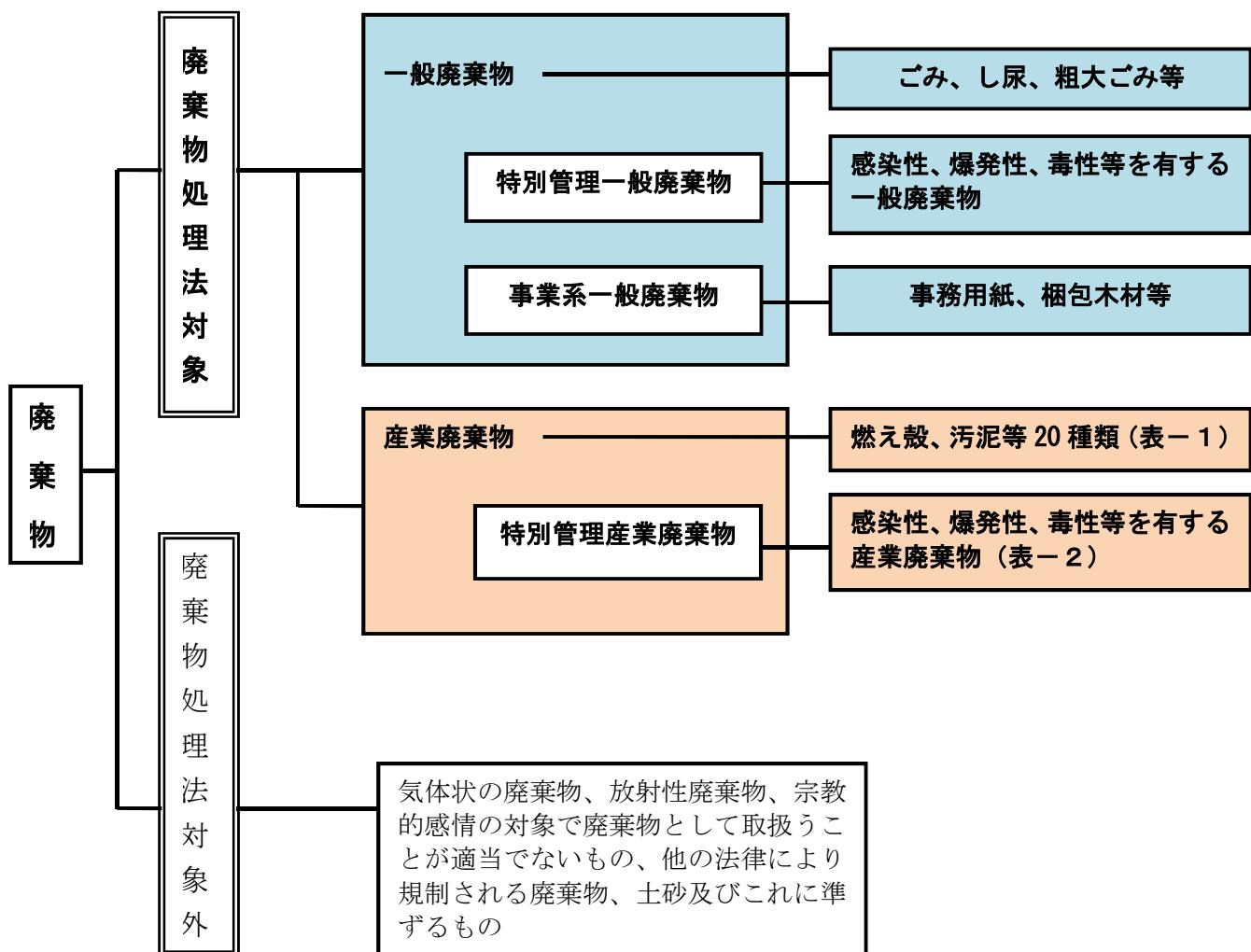
- ・占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があるか
 - 名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないか
 - 譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額である
 - 有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績がある

⑤ 占有者の意思

- ・客観的因素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるか
- ・放置若しくは処分の意思が認められない

廃棄物は、家庭、工場、工事現場、事務所その他あらゆる所で発生し、その種類、性状もさまざまですが、法では「産業廃棄物」を定義し、それ以外を「一般廃棄物」としています。また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」に定めています。

<<< 廃棄物の分類 >>>



III 産業廃棄物とは

工業、商業、農業、建設工事など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次表に掲げる20種類のもので、これ以外のものは一般廃棄物です。

<<< 表-1 産業廃棄物の種類 >>>

種類	具体例
1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等 ○集じん装置で捕集したものは、「ばいじん」として扱う。
2 汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造行程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、製紙スラッジ、余剰汚泥、中和汚泥、塩水マッド、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、炭酸カルシウムかす、クリーニング汚泥、廃イオン交換樹脂（重金属類の無害化処理をしていないもの）
3 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液、エッチング廃液

種類	具体例
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状の合成高分子系化合物、塗料かす(固形状のもの)、廃イオン交換樹脂(重金属類を無害化処理したもの)、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす
7 紙くず(※)	<特定の業種> 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷物加工業より排出される紙、板紙等のくず <全業種> P C B が塗布され、又は染み込んだもの
8 木くず(※)	<特定の業種> 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業より排出される木材片、おがくず、バーク類 <全業種> P C B が染み込んだもの、物品賃貸業及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
9 繊維くず(※)	<特定の業種> 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず <全業種> P C B が染み込んだもの
10 動植物性残さ(※)	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、その他の製造くず、原料かす) ○卸小売業、飲食店等から排出される動植物性残さ、厨芥類は、事業系の一般廃棄物に該当する
11 動物系固形不要物(※)	と畜場において処分した獸畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
12 ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類)
13 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、空ビン、ガラス粉、破損ガラス、シボレックスかす ○解体工事等により発生するコンクリート片は「がれき類」に該当する
15 鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石、フランクスかす
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(コンクリート・アスファルトの破片等)
17 動物のふん尿(※)	畜産農業から排出される牛、豚等のふん尿
18 動物の死体(※)	畜産農業から排出される牛、豚等の死体

種類	具体例
19 ばいじん (ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式、湿式)によって捕集したもの
20 処分するために処理したもの(政令第2条第13号廃棄物)	1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物等)

(注) (※)は、具体例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定される。

「混合物」:『液状の廃合成塗料は廃油と廃プラスチック類の混合物』と定義されるよう、廃棄物によっては、単一の種類の産業廃棄物として分類できず、いくつかの種類の産業廃棄物の混合物とされるものもある。

IV 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものを特別管理産業廃棄物として、普通の産業廃棄物と区別しています。

<<< 特 別 管 理 产 業 廉 棄 物 の 种 類 >>>

種類	具体例
1 廃油	燃焼しやすいもの(揮発油類、灯油類、軽油類)で引火点が70℃未満のもの
2 廃酸	著しい腐食性を有するもの(pH 2以下のもの)
3 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの(pH 12.5以上のもの)
4 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体を含む、又はそのおそれのある産業廃棄物
5 特定有害産業廃棄物	
廃P C B	廃P C B(原液)及びP C Bを含む廃油
P C B汚染物	①P C Bが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ②P C Bが染み込んだ木くず、纖維くず ③P C Bが付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず ④P C Bが付着した陶磁器くず及びがれき類
P C B処理物	廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準の値を超えるもの)
廃水銀等	①水銀使用製品の製造施設、試験研究機関等から排出される廃水銀又は廃水銀化合物 ②水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀
廃水銀等を処分するために処理したもの	廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないもの)※1
廃石綿等	①建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等 ②大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿等
重金属類等を含む産業廃棄物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準(総理府令)」の値を超える有害物質を含むもの※2
ダイオキシン類を含む産業廃棄物	「ダイオキシン類を含む産業廃棄物に係る基準(環境省令)」の値を超えるダイオキシン類を含むもの※3

※1 廃水銀等を処分するために処理したものに係る判定基準

水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴つて生じた残さであること。

※2 (特別管理産業廃棄物に関する基準)

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、これらの処理物(廃酸、廃アルカリ以外)(溶出 mg/L)	廃酸、廃アルカリ(含有 mg/L)	廃油	P C B 处理物(P C B 含有等)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと		
総水銀	0.005	0.05		
カドミウム	0.09	0.3		
鉛	0.3	1		
有機リン	1	1		
六価クロム	1.5	5		
砒素	0.3	1		
シアン	1	1		
P C B	0.003	0.03		
トリクロロエチレン	0.3	3		
テトラクロロエチレン	0.1	1		
ジクロロメタン	0.2	2		
四塩化炭素	0.02	0.2		
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.4		
1, 1-ジクロロエチレン	1	10		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	4		
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	30		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.6		
1, 3-ジクロロプロパン	0.02	0.2		
チウラム	0.06	0.6		
シマジン	0.03	0.3		
チオベンカルブ	0.2	2		
ベンゼン	0.1	1		
セレン	0.3	1		
1, 4-ジオキサン	0.5	5		

(注) 対象施設: 政令別表第3に掲げるもの「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める總理府令」(昭和48年2月17日、總理府令第5号)

※3 ダイオキシン類を含む産業廃棄物に係る判定基準

	焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻 (含有 ng - TEQ/g)	焼却炉から排出される汚泥及びばいじん等や汚泥を処分するために処理したもの(含有 ng - TEQ/g)
ダイオキシン類	3	3

(注) 対象施設: ダイオキシン類対策特別措置法に規定する焼却炉「廃棄物処理法施行規則第1条の2 第9項」

V 处理業の許可制度

1 許可の種類

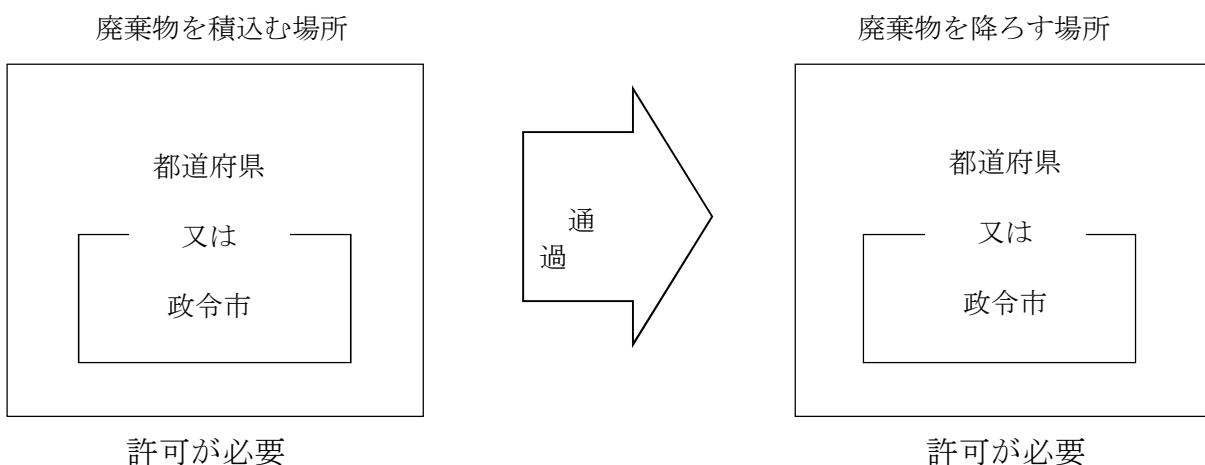
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する許可を事業の範囲別に区分すると次表のとおりです。最終的には8業種に分類できます。

(1)	産業廃棄物	収集運搬業	積替え・保管を含まない
(2)			積替え・保管を含む
(3)		処分業	中間処理業
(4)			最終処分業（埋立処分）
(5)	特別管理産業廃棄物	収集運搬業	積替え・保管を含まない
(6)			積替え・保管を含む
(7)		処分業	中間処理業
(8)			最終処分業（埋立処分）

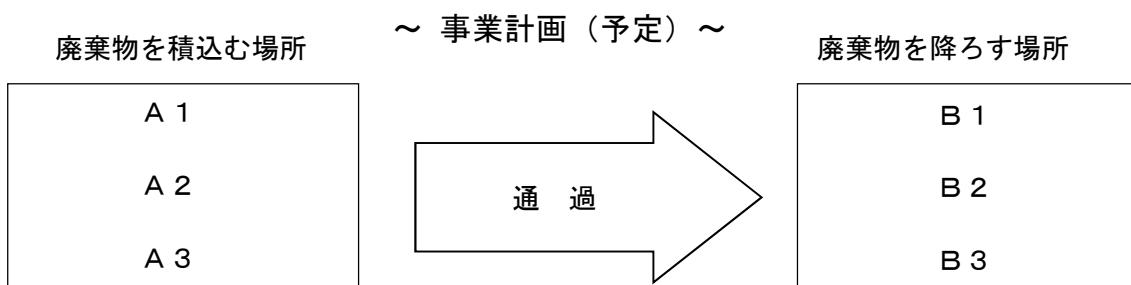
処理業を行うには、事業の目的にあった許可を取得する必要があります。例えば、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可だけでは産業廃棄物の収集運搬はできません。また、産業廃棄物処分業の許可だけでは特別管理産業廃棄物の処分はできませんし、産業廃棄物の収集運搬もできません。

2 許可が必要な場合

- (1) 県内において産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を事業として行う場合は、兵庫県知事もしくは政令市（神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）長の許可を受けなければなりません。
- (2) 県内から県外へ、又は県外から県内へ運搬する場合には、兵庫県知事もしくは政令市長の許可と搬入地又は搬出地の都道府県知事（政令市の場合は市長）の許可が必要です。
- (3) 県と政令市両方で事業を行う場合には県知事許可のみで業を行なうことができる場合があります。



産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含まない）の許可申請先について



1 A、Bいずれも兵庫県以外の場合

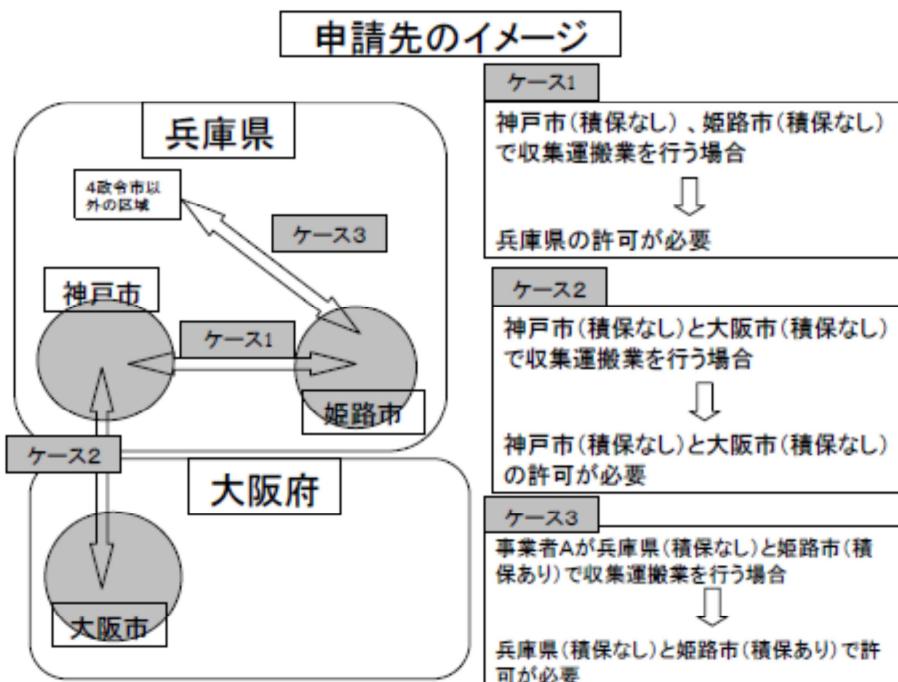
⇒ この場合は、兵庫県（政令市を含む。）の産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。
(単に通過する場合は許可が不要です。)

2 A、Bいずれかが兵庫県内の場合

- (1) その予定場所は、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市のいずれか1つのみである。
⇒ 他都道府県の許可と該当する政令市の許可が必要です。
- (2) その予定場所は、県内の複数の市町である。または、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市以外の県内市町いずれか1つのみである。
⇒ 他都道府県の許可と兵庫県の許可が必要です。

3 A、Bともに兵庫県内の場合

- (1) その予定場所は、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市のいずれか1つのみである。
⇒ 該当する政令市の許可が必要です。
- (2) その予定場所は、県内の複数の市町である。または、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市以外の県内市町いずれか1つのみである。
⇒ 兵庫県の許可が必要です。



ただし、次の場合は許可を受ける必要はありません。

- ① 排出事業者（建設工事等の場合は元請け業者）が自ら適切に、その産業廃棄物を運搬又は処分する場合
- ② もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維で、特別管理産業廃棄物を除く。）のみの収集運搬又は処分を事業として行う場合
- ③ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の規定により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う場合
- ④ 再生利用されることが確実であると兵庫県知事が認めた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）のみの収集運搬又は処分を業として行う者であって、兵庫県知事の指定を受けているもの
- ⑤ 県域では産業廃棄物の積み卸しを伴わず、県域内を単に通過する場合
- ⑥ 廃棄物処理法第15条の4の3第1項に規定する環境大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合
- ⑦ その他法令に定める場合

(メモ)

申請樣式

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年　月　日

様

申請者 〒

住 所

フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物収集運搬業

の事業

産業廃棄物処分業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
別紙5のとおり			

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
別紙5のとおり			

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

(役員(法定代理人が法人である場合))

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
別紙5のとおり			

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
別紙5のとおり			

(第3面)

発行済株式総数の 100 の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本住	籍所
		別紙5のとおり	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
 - 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

**特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書**

年　月　日

様

申請者 〒

住所

フリガナ

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、
特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業
 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
別紙5のとおり			

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
		住	所
別紙5のとおり			

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

(役員(法定代理人が法人である場合))

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
別紙5のとおり			

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
別紙5のとおり			

(第3面)

発行済株式総数の 100 の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
 - 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

水銀産業廃棄物の処理に係る申出書

兵庫県知事 様

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

産業廃棄物収集運搬業において、「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」(以下「水銀産業廃棄物」という。)を

{ 取り扱いません。
取り扱います。(詳細について以下に記載してください)

取り扱う水銀産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物

水銀含有ばいじん等

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
取扱う産業廃棄物	<input type="checkbox"/>					

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地	※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用　途	容　量	備　考		

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年　月　日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 年 月 日			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 年 月 日			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	
土 地	
事 務 所	
収集運搬車両	
積替保管施設	
自己 資 金	
借 入 金	
(借入先名)	
そ の 他	
増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

資産に関する調書(個人用)

年月日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 产 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

申請者
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

事業者、政令使用人、役員等名簿

役職名等	(フリガナ)	本籍 (※住民票のとおり記載、外国人の方は記載不要)	
生年月日	氏 名	現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	
年 月 日		本籍	
		現住所	

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号の規定に該当する場合は、許可することができない。

株主又は出資者名簿

株 主： 株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有するもの
 出資者： 株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数 株			出資金総額 円	
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額 総額に対する割合	本籍 (※住民票のとおり記載、法人及び外国人は不要) 現住所又は居住地 (※住民票のとおり記載)	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	
		株・円	本籍	
		%	現住所	

※ 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号の規定に該当する場合は、許可されない場合があります。

事業場の代表者である旨の申立書

年 月 日
様

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

記

1	職 名 <hr/> 氏 名 <hr/>
2	事業場の代表者である理由 <hr/>

※留意事項

事業場の代表者となる条件

最低限、「申請者が行う産業廃棄物処理業務の契約権限が委任されていること」が必要です。

年　月　日

様

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、 年　月　日付で貴庁

に同時に申請（届出）した 産業廃棄物 収集運搬業 新規許可申請書
 特別管理産業廃棄物 処分業 變更許可申請書
 变更届出書 の

ものと共に通しておりますので、添付を省略します（コピーを添付します）。

記

添付を省略する書類のチェック欄に印をつけてください。

チェック	添 付 書 類
<input type="checkbox"/>	収集運搬器材の写真（様式第6号の2第6面）
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第6号の2第10面）
<input type="checkbox"/>	車両の貸借に関する証明書（別紙3）
<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明書（法人）／住民票等（個人）
<input type="checkbox"/>	役員・相談役・顧問・政令使用人及び株主又は出資者の住民票及び登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定されるもの）等又は法人の登記事項証明書（法人）
<input type="checkbox"/>	政令使用人の住民票等及び登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定されるもの）等（個人）
<input type="checkbox"/>	納税証明書

許可番号											

<input type="radio"/>	副
<input type="radio"/>	正

許可番号											

<input type="radio"/>	副
<input type="radio"/>	正

石綿含有産業廃棄物の取り扱いについて

兵庫県では、平成 26 年 1 月 1 日以降に許可（新規、変更、更新いずれの場合も含む。）又は書換えをした産業廃棄物収集運搬業許可証（積替え保管を含まない）については、「廃プラスチック類」「がれき類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」 3 品目の後に「石綿含有産業廃棄物を含む。」又は「石綿含有産業廃棄物を除く。」を記載しています。

現在の許可証に「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載がなければ、石綿含有産業廃棄物の取り扱いが可能です。

限定の記載がない許可証については、許可及び書換え時に「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載します。「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載することを希望する場合は、更新申請時にあわせて、事業の一部廃止として、変更届出書を提出してください。

区分	許可証における記載
石綿含有産業廃棄物を扱えない場合	次のとおり、品目の後に括弧書きで限定の記載があります。 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
石綿含有産業廃棄物を扱える場合	許可日、書換え日が平成 26 年 1 月 1 日以降のものには「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載。 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)

優良産業廃棄物処理業者等で、平成 26 年 1 月 1 日以前に交付された許可証の場合は、「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」という記載はありません。この場合、「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載されていなければ、石綿含有産業廃棄物を扱うことができます。

※ 政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて

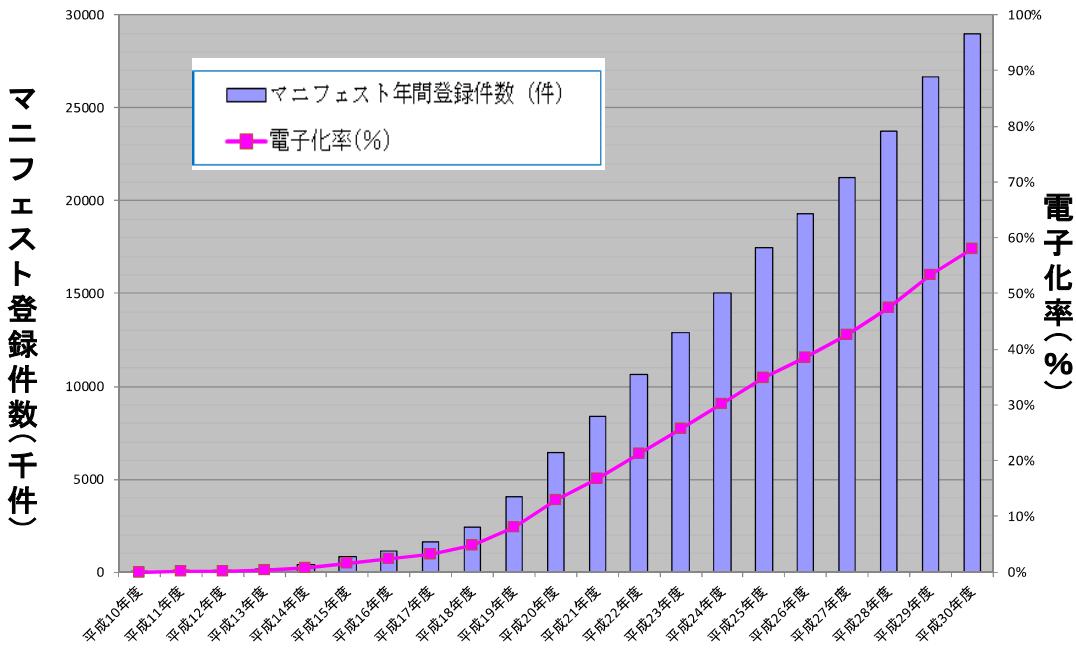
兵庫県では、平成 29 年 10 月 1 日以降に許可（新規、変更、更新いずれの場合も含む。）又は書換えをした産業廃棄物収集運搬業許可証（積替え保管を含まない。）については、「水銀使用製品産業廃棄物を含む。」又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」を記載しています。また、「燃え殻」「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」「鉛さい」「ばいじん」の 6 品目の後に「水銀含有ばいじん等を含む。」又は「水銀含有ばいじん等を除く。」を記載しています。

現在の許可証にこれらの記載がなければ、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いはこれまでどおり可能です。

限定の記載がない許可証については、許可及び書換え時に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを確認し「水銀使用製品産業廃棄物を含む。（又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」）、「水銀含有ばいじん等を含む。」（又は「水銀含有ばいじん等を除く。」）を記載します。

※ 政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください。

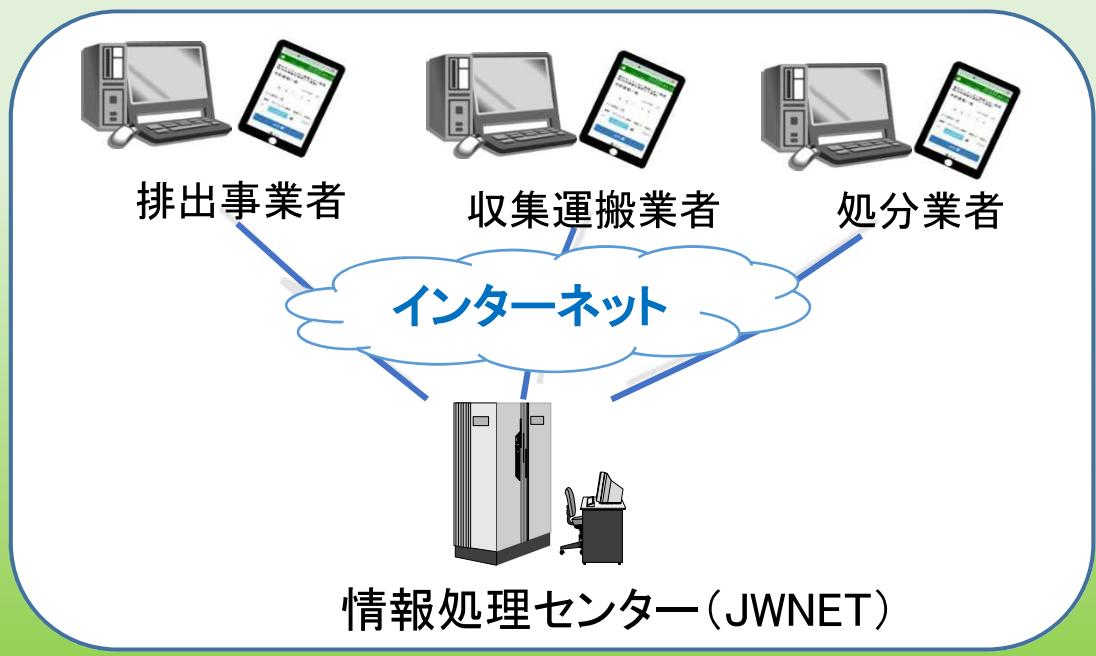
収集運搬業者の皆様へ 電子マニフェストをはじめましょう！



電子マニフェストの利用が58%となりました。(2019年3月時点)。
今後も電子マニフェストの利用拡大が見込まれます。

電子マニフェストを利用するには？

排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれJWNETに加入している必要があります。スマートフォン、タブレットでも利用できます。



電子マニフェスト利用のメリット

操作が簡単・事務作業も効率的に

- 伝票(B2票)の返送が不要なので、事務作業が軽減し、**返送費用もかかりません。**

- スマートフォン、タブレットからも簡単な操作で報告できます。

※専用のアプリケーション(有料)を利用して、請求・管理等の業務をさらに効率的に行うことが可能です。



マニフェストの保管が不要、紛失の心配なし

- マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票の保管は不要です。

- 伝票紛失の心配もありません。



記入漏れの心配もなし

- 廃棄物処理法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れの心配はありません。

定額で利用可能

- 基本料のみ**(年間12,000円(税抜))でご利用いただけます。何件報告しても、**報告に料金はかかりません。**

↓ ↓ 電子マニフェストに関するお問合せはこちら ↓ ↓

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



サポートセンター 0800-800-9023

月～金曜日(祝祭日除く)の午前9時～午後5時
(通話料無料)

「登記されていないことの証明書」 を必要とされる方へ

1 あらかじめ用意していただくもの

「申請用紙」や「委任状」の入手方法については、裏面の案内を御参照願います。

【本人が証明書を取得する場合】

- ①認印(シャチハタの使用は御遠慮ください。)
- ②身分証明書(運転免許証、保険証等。有効期間内のもの)
- ③手数料(1通当たり300円分の収入印紙。法務局内で販売しています。)

【他人の証明書を取得する場合】

☞ 「代理人」による申込み

- ①認印(「本人」の場合と同様。ただし、代理人のもの)
- ②身分証明書(「本人」の場合と同様。ただし、代理人のもの)
- ③手数料(「本人」の場合と同様。)
- ④委任状

2 特に注意していただくポイント

- ①申請用紙には、「住所」や「本籍」を記載していただきますので、必ずあらかじめ登録されているとおりの内容を確認しておいてください。

☞ 記載内容を誤った場合、誤った内容の証明書が発行されてしまいます。
また、納めていただいた手数料をお返しすることもできません。

- ②この申込みには「管轄」がありませんので、お近くの法務局を御利用いただけますが、都道府県庁所在地の法務局（本局の戸籍課）に限ります（支局・出張所は不可）。

- ③「郵送」による請求も可能ですが、この場合は、「東京」の法務局のみの対応となります。

☞ 「身分証明書」については、「コピー」(裏/表)を提出していただくほか、切手を貼付した「返信用封筒」(申請書に記載した住所を宛先とするもの)が必要となります。

3 お問合せ先

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1番1号

神戸第二地方合同庁舎内/3階（国道2号線沿い。「京橋」交差点そば）

神戸地方法務局戸籍課

電話 078(392)1903(平日の8:30から17:15まで)

インターネットを利用することができない方におかれましては、お近くの法務局で申請用紙をお取り寄せください。なお、申請用紙等は「支局」でも配布しています(ただし、証明書の発行は不可。「出張所」は配布も発行も不可)

The screenshot shows the Yahoo! JAPAN homepage with a search bar containing '登記されていないことの証明申請'. Below the search bar, there are several links and snippets related to the search query.

The screenshot shows the MoJ website with a search bar containing '登記されていないことの証明申請'. The main content area displays information about the application process, including the title '法務省：登記されていないことの証明申請(後見登記等ファイル用)' and a detailed description of the requirements and procedures.

The screenshot shows the same MoJ page as above, but with a red arrow pointing downwards from the top right, accompanied by the text 'スクロールしてください。' (Please scroll down). The page contains a table with various application details and several callout boxes highlighting specific sections like '申請書様式' (Application Form), '記載例' (Example), and '提出先' (Submission Address).